

新市自 8・2・1
令和 4 年 6 月 2 日

新城市市民自治会議 会長 様

新城市長 下 江 洋 行



新城市自治基本条例について（諮問）

このことについて、新城市自治基本条例第 2 4 条に基づき、下記のとおり市民自治会議に意見を求めます。

記

1 諮問事項

新城市自治基本条例の運用上の成果と課題について

2 答申期限

(1) 令和 5 年 3 月 3 1 日